

令和6年7月16日

## 令和6年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会及び

### 第2回以降鹿児島県最低賃金専門部会の開催について

標記の審議会及び専門部会を、下記のとおり開催いたします。  
傍聴を希望される方は、下記の申込要領によりお申し込みください。

#### 記

#### 1 日 時

- (1) 第2回鹿児島地方最低賃金審議会  
令和6年7月30日（火） 午後3時～
- (2) 第2回以降鹿児島県最低賃金専門部会  
（以下の日程は予定であり、変更となる場合もあります。）
  - ① 第2回 令和6年8月1日（木） 午前10時～
  - ② 第3回 令和6年8月5日（月） 午前10時～
  - ③ 第4回 令和6年8月7日（水） 午前10時～
  - ④ 第5回 令和6年8月9日（金） 午前10時～

※上記専門部会のいずれかで結審した場合は、以降の専門部会は開催しません。また、同日の午後3時に第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催し、専門部会報告を受けた後、審議のうえ、鹿児島労働局長に対して鹿児島県最低賃金改正額を答申します。

#### 2 場 所 鹿児島合同庁舎3階第2会議室（鹿児島市山下町13番21号）

#### 3 主な議題（予定）

- (1) 第2回鹿児島地方最低賃金審議会
  - ① 令和6年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について
  - ② 令和6年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について
- (2) 第2回以降鹿児島県最低賃金専門部会  
鹿児島県最低賃金の改正審議について

#### 4 傍 聴 者 若干名

#### 5 申込締切日

- (1) 第2回鹿児島地方最低賃金審議会  
令和6年7月26日（金） 午後5時まで
- (2) 第2回以降鹿児島県最低賃金専門部会
  - ① 第2回 令和6年7月30日（火） 午後5時まで
  - ② 第3回 令和6年8月1日（木） 午後5時まで

③ 第4回 令和6年8月5日(月) 午後5時まで

④ 第5回 令和6年8月7日(水) 午後5時まで

## 6 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、希望者毎に、傍聴を希望される審議会の開催日、申込者の住所、氏名、電話番号及び所属をご記入の上、葉書又はメールにて下記の宛先までお申し込みください。

ア 葉書の場合

〒892-8535

鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎

鹿児島労働局労働基準部賃金室

イ メールの場合

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別にご連絡させていただきます。傍聴可能な方については、連絡いたしません。
- (3) お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、ご本人であることが分かるもの(免許証等)をお持ちください。
- (4) 車椅子を使用される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方の氏名も併せてお書き添えください。
- (5) 傍聴される場合には、別添の留意事項を厳守してください。

【問合せ先】鹿児島労働局労働基準部賃金室

TEL099-223-8278

## 傍聴される方の留意事項

- 1 鹿児島県最低賃金専門部会は、公労使三者が揃って議論を行う場についての傍聴は可能ですが、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴ができません。  
個別の協議等が始まる前に審議会場より御退出頂きますようお願いいたします。
- 2 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 4 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。
- 5 会議の妨げとならないよう、静かにしてください。
- 6 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 傍聴中、新聞又は書籍等の閲覧はご遠慮ください。
- 8 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 9 傍聴中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 10 ハチマキ、ゼッケン、腕章等の会場内における着用はご遠慮ください。
- 11 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのある物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 12 その他、鹿児島県最低賃金専門部会部会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、部会長が退場を命ずる場合があります。

鹿児島地方最低賃金審議会事務局